

平成29年度分市県民税 申告受付会場および日程

地区	会場	受付期間	地区	会場	受付期間
神和	二神分館	1月30日(月)	伊台	伊台支所	2月20日(月)
	上怒和分館	1月31日(火)		北土居分館	2月20日(月)
	津和地分館	2月1日(水)	石井	古川分館	2月21日(火)
浅海	浅海公民館	1月30日(月)		石井支所	2月22日(水)~24日(金)
立岩	立岩公民館	2月1日(水)	五明	五明支所	2月21日(火) (9時30分~12時)
堀江	堀江公民館	2月2日(木)・3日(金)	河野	河野公民館	2月21日(火)・22日(水)
桑原	桑原公民館	2月2日(木)・3日(金)	生石	生石公民館	2月23日(木)・24日(金)
湯山	湯山支所	2月3日(金)	味生	味生公民館 (味生ふれあいセンター内)	2月24日(金)・27日(月)・28日(火)
由良	興居島支所	2月6日(月)	日浦	日浦公民館	2月27日(月) (9時30分~12時)
泊	泊公民館	2月6日(月) (13~16時)	西中島	熊田集会所	2月27日(月)
和気	和気公民館	2月6日(月)・7日(火)	東中島	中島支所	2月28日(火)
浮穴	浮穴支所	2月7日(火)・8日(水)	久米	南久米分館	3月1日(水)~3日(金)
睦野	野忽那分館	2月7日(火) (8時30分~12時)	北条	北条コミュニティセンター	3月1日(水)~3日(金)
	睦月分館	2月10日(金) (9時30分~14時)	正岡		
三津浜	市地域交流センター (三津浜支所2階)	2月8日(水)~10日(金)	難波		
宮前			垣生	JAえひめ中央 垣生支所	3月6日(月)・7日(火)
潮見	潮見公民館	2月9日(木)	荏原	荏原公民館	3月6日(月)・7日(火)
久枝	久枝公民館	2月13日(月)・14日(火)	坂本	坂本公民館	3月8日(水)
小野	小野公民館	2月13日(月)~15日(水)	全地区	市役所本館 11階	3月9日(木)・10日(金)・13日(月)~15日(水) (8時45分~17時)
道後	子規記念博物館 (1階視聴覚室) ※駐車場はありませんので、公共交通機関などでご来場ください	2月15日(水)			
余土	JA松山市 余土支所 (余土ビル1階)	2月16日(木)・17日(金)			
粟井	粟井公民館	2月16日(木)・17日(金)			
高浜	松山観光港 ターミナル (2階研修室)	2月17日(金)			

●申告受付時間(時間の記載のない会場)は**9時30分~15時**  
 ●**〇〇**は前年から申告会場が変更になっています  
 ●各会場とも大変な混雑が予想されます。駐車場には限りがありますので、公共交通機関や徒歩・自転車などでご来場ください

市県民税の申告は**3月15日(水)まで**

税の申告と納付はお早めに

市県民税の申告が始まります。締め切りが近くなると申告会場が大変混雑しますので、早めに申告をお願いします。平成29年度分の申告から本人および扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。

申告に必要なもの

- ①市県民税の申告書
- ②印鑑
- ③申告者本人の個人番号カードや通知カードなどマイナンバーが確認できる書類
- ④申告者本人の運転免許証などの身元確認書類(個人番号カードがある場合は不要)
- 【代理人が申告する場合】本人のマイナンバーが確認できる書類▼本人からの委任状または本人の保険証など、本人しか持ちえない書類▼代理人の運転免許証など身元確認書類
- ⑤給与・年金所得者は原則、源泉徴収票
- ⑥事業所得者は、所得計算に必要な帳簿、領収書など
- ⑦その他の所得者は、所得金額を証明できるもの
- ⑧国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの領収書
- ⑨生命保険料、簡易保険料などの控除証明書
- ⑩地震保険料、共済掛金などの控除証明書
- ⑪医療費控除を受ける人は、医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額の分かるもの
- ⑫障害者控除を受ける人は、障害・精神・療育手帳または本市などが発行する「障害者控除対象者認定書」など
- ※⑤~⑩は、平成28年1月1日~12月31日までのものが対象となります

【対象】平成29年1月1日現在、市内に住んでいた人。ただし次のいずれかに該当する人は除く▼所得税の確定申告をする人▼前年中に所得がなかった人

【日時・会場】左表のとおり。会場では申告できなかった人は、直接または郵送で、申告書と申告に必要なもの(上記)を添えて〒790-8571 市民税課(市役所本館2階)へ

【その他】学生や所得がなかった人で申告書が届いた場合は、申告書裏面の必要事項を記入し、市民税課へ提出または郵送してください。非課税証明書などを発行する基礎資料となります▼前年中の所得を申告していない場合は、所得証明書などの即日発行ができません▼年金所得者で「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合は、市県民税の申告が必要になります▼2月1日(水)~3月15日(水)まで年金や給与所得の簡易な還付申告に限り、所得税の確定申告も受け付けます

市民税課 ☎948-6291  
 6298・FAX 934-1802

振り込め詐欺にご注意を

市税催告センターでは電話で納付を呼び掛けていますが、**ATM(現金自動預け払い機)の操作による口座振り込みを指示することはありません。**  
 ☎948-6837

市税の納期が過ぎているのに納めていない人は、早めに納付してください。納付が確認できないときは、市税催告センター(納税課へ市役所本館2階内)が電話で納付を呼び掛けます。滞り納した状態が続くと、給与や預貯金、不動産などの差し押さえや、滞納整理の専門機関である愛媛地方税滞納整理機構に移管する場合があります。なお一括納付が困難な場合は、早めに納税課へ相談してください。

市税の納め忘れはありませんか

納税は国民の義務です。市税の納期が過ぎているのに納めていない人は、早めに納付してください。納付が確認できないときは、市税催告センター(納税課へ市役所本館2階内)が電話で納付を呼び掛けます。滞り納した状態が続くと、給与や預貯金、不動産などの差し押さえや、滞納整理の専門機関である愛媛地方税滞納整理機構に移管する場合があります。なお一括納付が困難な場合は、早めに納税課へ相談してください。

主な市税の納期

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	12月	1月
個人市県民税(普通徴収)			1期		2期		3期		4期
固定資産税	1期			2期		3期		4期	
軽自動車税	全期								

納期限は各月末(12月のみ25日)(土・日曜日の場合は直後の平日)

【納期】左表のとおり

愛媛地方税滞納整理機構

市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税のうち、バーコード印字があり、金額の訂正のない納付書に限り、市民税サービスセンターでは納期限を過ぎると納められません

☎948-6291  
 5993  
 9135800  
 FAX 9417

市県民税滞納整理機構は、財産があった場合は、滞納処分を行う専門機関です。

【納付場所】市内金融機関▼コンビニエンスストア▼納税課▼支所▼市民サービスセンター

【必要なもの】納付書

※コンビニエンスストアで

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料

所得税や市県民税の申告時 社会保険料控除の対象となります

■納付額の確認方法

【特別徴収(年金天引き)の人】  
 年金保険者(年金機構など)から送付される「公的年金等の源泉徴収票」(公的年金の源泉徴収票については年金事務所などへお問い合わせください)

【普通徴収(納付書払い・口座振替)の人】  
 納付書払いの人=手元に保管している領収証書▶口座振替の人=1月中旬頃に送付する「口座振替(自動払込)済通知書」

■納付証明書は電話・ファクス・eメールで申請できます  
 上記の確認方法以外に納付証明書でも確認できます▶領収証書を紛失した場合や遺族年金、障害年金の非課税年金から特別徴収(年金天引き)の場合は、納付証明書を発行します。

【申請方法】直接または電話・ファクス・eメールで納付証明書が必要な人の住所、氏名、生年月日、証明が必要な年を下記の各担当課へ

【交付方法】申請受け付け後、納付証明書を無料で郵送します。ただし郵送先は証明が必要な人の住民登録地または各担当課に登録のある書類送付先に限ります。なお証明額は電話、ファクス、eメールでの回答はできません

各担当課へ

- 国民健康保険料=国保・年金課 ☎948-6376・FAX 934-2631・[kokuhonenkin@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:kokuhonenkin@city.matsuyama.ehime.jp)
- 後期高齢者医療保険料=高齢福祉課 ☎948-6406・FAX 934-1763・[kourei@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:kourei@city.matsuyama.ehime.jp)
- 介護保険料=介護保険課 ☎948-6966・FAX 934-0815・[kaigo@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:kaigo@city.matsuyama.ehime.jp)